不在者投票の制度について

下在者投票の制度は、選挙資格を有しながら投票の当日不在等の理由で投票できない者にも投票する途をひらくための制度であります そこで不在者投票をすることができる者について今度行われる市議会議員の選挙を中心に説明いたします。

不在者投票をすることができる者

不在者投票をすることができる者は、選挙人名簿に登録されている者で市議会議員の選挙権があり、法律で定める不在者投票の理由があつて選挙の当日投票所へ行つて投票することが出来ないことを証明することによつて不在者投票ができます。法律で定める不在者投票の理由は四つに分けられますがそのうち主なる三つの理由をあげますと

1 選挙人で富士市以外の市町村において公務又は一般業務に従事中であるべき者（以下一号事由という）

2 選挙人でやむを得ない用務又は事故のため富士市以外の市町村に旅行中又は滞在中であるべき者（以下二号事由という）

3 選挙人で病気、負傷、妊娠、不具若しくは産ジョクにあるため歩行困難であるべきとき又は監獄、少年院若しくは婦人補導院に収容中の者（以下三号事由という）

受付期間

25日～12月4日迄

こんどの市議会議員選挙に際して不在者投票することができる期間は十一月二十五日より十二月四日まで毎日午前八時三十分より午後五時までとなつています。

投票の方法のうち主なるものは前記一号、二号、三号事由によつて公務又は一般業務若しくは止むを得ない用務、事故のため出発前、病気入院前又は出産前に市の選挙管理委員会へ出頭して予め投票する方法と出張地、旅行地、滞在地等の選挙管理委員会で投票する方法とがあります。不在者投票をする方法等は事前に富士市選挙管理委員会（電話三六二三番）へ連絡して下さい。

投票一覧表

投票区名	投票所の場所	投票区の区域
1 岩本滝戸集会所	滝戸	
2 岩松公民館	四ツ家、浦町、林町、新町、上中戸、瀬戸河原、東田、旭町、緑ケ丘、下中、下、水神	
3 松岡四丁川原公会堂	橋下川原上、下（第六班、第七班を除く）	
4 県立富士高等学校雨天体操場	本市場新田、松本、中島上、中島下、中島神道町、厚生寮、浅間町	
5 富士第一小学校講堂	本州社宅、国久、塔ノ木、川原宿、高島、藤間、南本田、鉄道合宿（平垣四、五味島）	
6 富士市役所議事堂	本町、十兵衛北、平垣一、二、三、中町、水戸島上（一班、十四班を除く）橋下（第六班、第七班のみ）柚木	
7 富士第二小学校	上横割、十兵衛南、下横割南、東芝寮、下横割北、蓼原東芝社宅、大昭和社宅	
8 水戸島公会堂	水戸島中、下、上（第一班、第十四班のみ）水戸島南町、森島、宮下	
9 田子浦中学校講堂	前田、柳島、東宮島、西宮島、上、下五貫島、新田助六、靖国、中丸（第12班のみ）川成島	
10 田子高井作次氏方	小須、田子、鮫島、前田新田、中丸（第十二班を除く）	
11 新浜公会堂	三四軒屋、新浜	

私達の代表を清い一票で

富士市議会議員選挙
投票日は12月5日(金)

入場券は届きましたか 忘れずに投票しよう

投票時間は 朝7時から 6時まで

来る十二月五日は富士市議会議員選挙の投票日です。投票所は滝戸集会所の第一投票所より新浜公会堂の第十一投票所まで全部で十一投票所となつています。投票時間は午前七時から午後六時まで各投票所で受付しておりますから、当日は皆様のお手元にお届けいたしました入場券を持つて投票所へお出かけ下さい。以下投票の順序をお知らせ致しますと

① 入場券は受付係へ

入場券は必ず「受付係」に差し出し到着番号欄に番号の記録を受け受付簿に記入してもらつて下さい 若し当日、入場券を紛失された方はその旨を受付係に申し出ていただけば再交付します。

② 選挙人と名簿の対照

受付がすみましたらその入場券を持つて「名簿対照係」の所へあなたの名前が選挙人名簿にのつているかを調べます（整理上名簿対照を二ケ所で所う投票所があります

③ 投票用紙を交付

名簿の対照がすんだ方は入場券を「投票用紙交付係」に出して投票用紙一枚を受取つて下さい。

④ 候補者名は記載所で

投票用紙を受取りましたら、投票記載所に行き、候補者の名前を一人書きます。誤つて投票用紙を汚損したり書損じた場合は用紙を引換します。

⑤ 投票用紙は投票箱へ

投票用紙に候補者の名前を一人書きましたら投票用紙を二つに折りたたんで投票箱の中に入れていただきます。

公明選挙推進協議会長 萩原芳作

〝一歩たりとも〟

私共は、従来公職選挙は、明らかに正しくありたい事を念願し機会ある毎、市民の皆様に訴えて参りました。中には「公明選挙なんて空念仏にすぎない」と、一笑に附しておられる方もありますがその方達から反面「どうもロクな議員がない」との非難の声もきます。これは一体どうした事でしょう。議員は吾々が投票によつて選んだものです その議員が、ロクでもないと言うのは天に向つてツバをする様なものです。吾々が公明に選挙さへすれば、こんななげきはない筈です 市議会議員の選挙は眼の前にせまつています。今度こそ金のかからない、情実にとらわれない立派な選挙をしたいものです。

誡めあつて今度こそ立派な選挙を致しましよう。そして理想に近づけれどお互に相道を逸脱しやすいものです。

たとえ一歩たりとも。

昭和29年執行の市議選投票結果

昭和二十九年執行の際の市議会議員選挙の投票結果は次の通り。

◆当日有権者数　男 一〇、五六七人　女 一一、二二二人

◆投票者数　男 一〇、二四五人　女 一〇、八九七人

◆うち不在者投票者数 一九六人

◆投票率（歩合）　男 〇、九七一　女 〇、九七〇

◆投票総数 二二、一四一票

◆不受理の投票 一票

◆一般の有効投票 二一、〇七二票

◆按分すべき有効投票 一〇票

◆無効投票 五八票

◆当選者の最高得票数 七二三票

◆同　最低得票数 五二一票